

第6編

南海トラフ地震対策 推進計画編

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の事項を定め、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

- 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 防災訓練に関する事項
- 関係指定地方行政機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第2節 基本方針

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル 1 の地震・津波に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル 2 の地震・津波に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とする。

- 1 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること
- 2 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること
- 3 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること
- 4 1～3 から、その被害は広域かつ甚大となること
- 5 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること 等

また、地震・津波災害は、過去の被害記録から人命や家屋等の財産に大きい影響を与え、台風等の風水害に比較すると突発的で予知できない災害として位置づけられる。本市の災害想定は、平成 25 年 2 月に宮崎県が発表した「新たな津波浸水想定（令和 2 年 2 月改定）」及び同年 10 月に同じく県が発表した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 2 月改定）」¹とする。

※準用：第 3 編第 1 章第 4 節「想定地震と被害想定」

¹ 資料 5-2「宮崎県津波浸水想定（全体図、延岡市）」

資料 5-3「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（延岡市）」

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

※準用：第1編第2章「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」

第1編
総論

第2編
共通対策編

第3編
風水害対策編

第4編
地震災害対策編

第5編
津波災害対策編

第6編
南海トラフ地震防
災対策推進計画編

第7編
その他の災害編

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材・人員等の配備計画

第1項 資材等の調達物資の備蓄・調達

※準用：第2編第2章第2節第9項

第2項 人員の配置

《基本方針》

南海トラフ地震、津波の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市災対本部に必要な動員の配備を迅速に行い、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

【担当機関】全課室

南海トラフ地震発生時における対策は、本項の定めによる他、【第2編 共通対策編】【第4編 地震災害対策編】【第5編 津波災害対策編】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判断されうる規模の地震（以下「大規模地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに市災対本部及び必要に応じて現地対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、延岡市災害対策本部条例、延岡市災害対策本部要領、延岡市災害警戒本部要領、延岡市情報連絡本部要領に定めるところによる。

3 市の動員配備計画

(1) 動員配備計画

※準用：第2編第3章第1節第2項「職員の参集及び動員」

※時差発生等に対する体制は、本編第5章に定めるところとする。

(2) 地震及び津波の発災時の本部機能の確保

※準用：第2編第3章第1節第1項「災害対策本部等の設置」

(3) 動員

※準用：第3編第2章第3節第1項「市の動員配備計画」

第3項 装備資機材等の整備充実

※準用：第2編第2章第2節第9項

第2節 他機関に対する応援要請

本項の定めによる他、第2編第3章第5節を参照する。

第1項 応援隊の派遣要請

被災市町以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を支援するとともに、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」（宮崎県消防長会）等により直ちに出勤できる体制を確保することとされている。

第3章 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 津波からの防護

堤防、水門等の管理者は、地震が発生し、津波の影響がない場合は直ちに、国・県が作成している各水門等の操作要領に基づき、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

市は、国及び県が所管する水閘門等の操作要領や点検要領に基づき体制や操作、点検等を行うよう努めるものとする。

また、堤防、水門等の管理者は、以下の方針等の作成に努めるものとする。

- 1 堤防、水門等の点検方針・計画
- 2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- 3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

このほか、市は、以下の方針等の作成に努めるものとする。

- 1 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の一覧
- 2 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおりとする。

第1項 津波警報・注意報及び津波情報等の伝達系統

1 津波に関する情報の伝達等

(1) 津波警報・注意報及び情報は、津波警報等・津波情報伝達組織に示す経路によって伝達するものとする。

(2) 住民への津波に関する情報の伝達方法

ア 同報系防災行政無線

通信衛星から配信された津波警報を J-ALERT（全国瞬時警報システム）で受信、自動的に防災行政無線を起動するとともに、津波警報の発表を屋外拡声子局（屋外スピーカ）や区長宅等に設置された戸別受信機を通じて沿岸部住民に一斉に伝達する。

※同報系防災行政無線については、旧 1 市 3 町統合済み。

イ 災害情報メール一斉配信システム

携帯電話のメールを利用した災害情報の一斉伝達システム。予め住民等がシステムに登録することで、災害時に市が発する防災情報をメールで受信できる。

ウ 緊急速報メール

住民の生命・財産に係わる緊急情報（避難が必要なもの）に限って配信可能な NTTdocomo、au、softbank、楽天モバイルが、国・県・市町村などに無償提供しているシステム。事前のアドレス登録が必要なく、配信する自治体の管轄地域に滞在中であれば携帯電話でメールを受信することができる。

エ FM のべおかによる緊急放送

オ ケーブルメディアワイワイによる緊急放送

2 津波警報・注意報、津波情報伝達計画

(1) 津波の警報等は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないため、関係機関は次表の津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確な津波警報等を伝達する。

(2) 注意報発表（津波の高さは 0.2m 以上 1m 以下）

津波の警報等は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないため、関係機関は次表の津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確な津波警報等を伝達する。

ア 平日 8:30～17:15

消防本部	危機管理部
・各分署へ注意報の内容を伝達 ・消防署及び各分署で必要に応じ広報を実施する。 ・必要に応じ、消防団に通報し、広報を依頼する。 ↓ 沿岸の水位が平常の干満による潮位より高い場合には、津波の警戒体制に入る。 ↓ 通信指令室（33-3327）に通報し、津波のおそれがあることを報告する。 ↓ 各漁協、各消防団へ連絡し避難すべき事態に備える。	■全国瞬時警報システム（J-ALERT）により自動的に起動し防災行政無線で岸部の区長宅の戸別受信機及び屋外拡声器で一斉に住民に伝える。 ■災害情報メール一斉配信システムにより、予め登録した住民にメールで情報伝達する。

イ 平日 17:15～、土・日・祝日

消防本部	危機管理部
・消防署及び各分署で必要に応じ広報を実施する。 ・必要に応じ、消防団に通報し、広報を依頼する。	■上記に同じ

(3) 警報発表（津波の高さは1.0mを超え3m以下）

ア 平日 8:30～17:15

消防本部	危機管理部
・各分署へ警報の内容を伝達 ・消防署、各分署及び消防団は必要に応じ広報を開始 ・必要に応じて避難誘導を開始し、警察、日赤等関係機関と連携をとる。	■津波注意報発表に同じ

イ 平日 17:15～、土・日・祝日

消防本部	危機管理部
・消防署、各分署及び消防団は必要に応じ広報を開始 ・必要に応じて消防長の指令により、避難誘導を開始し、警察、日赤等関係機関と連携をとり災害に備える。	■津波注意報発表に同じ

(4) 監視体制

津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。ただし、潮位監視のために消防職員及び消防団員を海岸近くへ配置することは危険であ

るので、潮位監視施設や高台等から監視を行う。

ア 近海で地震が発生した場合

イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合

ウ 弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(5) 事前措置

市は、海岸付近の住民等へ津波警報等の発表があった場合、直ちに海岸から退避、安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう関係者へ周知しておくよう努めるものとする。

第2項 配慮すべき事項

1 住民への広報

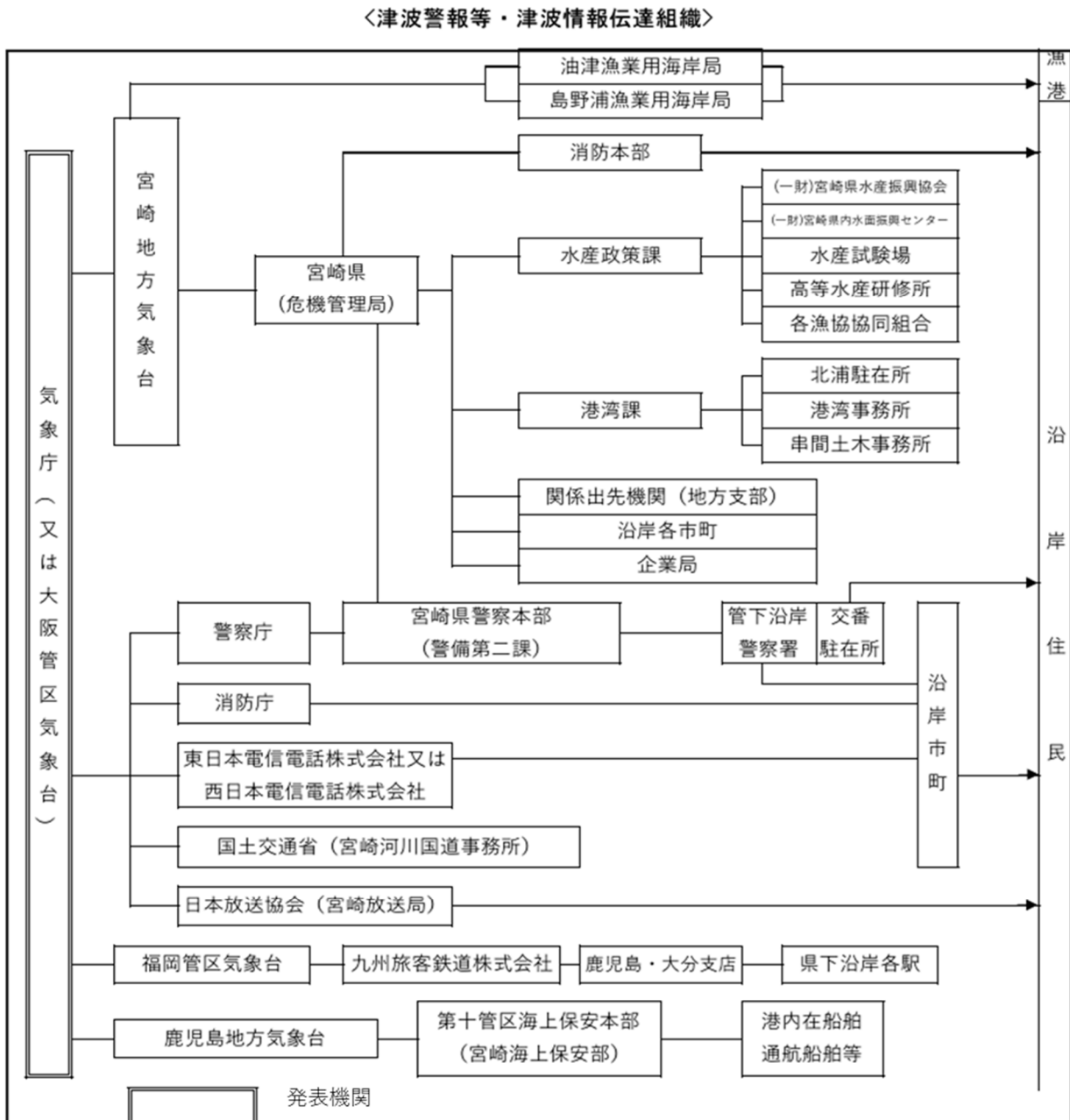
大規模な地震・津波発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

2 船舶に対する伝達

市は、同報系防災行政無線、有線放送、電話等の方法を用い宮崎海上保安部、海岸・港湾管理者、漁協、島野浦漁業用海岸局（昼間）と連携し、次の事項について船舶に対する津波情報の伝達を行う。

(1) 船舶、漁船等の固定

(2) 港外退避などの措置



(注)災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣する方法によって津波警報等の確保に努めるものとする。

第3節 避難指示の発令基準

※準用：第2編第3章第9節を準用

第4節 避難対策等

《基本方針》

市は、津波災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難指示の伝達、避難誘導、移送、指定避難所の開設等の方法を確立し、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

【実施責任者】総務班、情報班、厚生班

第1項 避難指示の対象となる地区

1 津波避難対象地域

津波避難対象地域とは、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいう。本市においては、平成25年2月公表の「宮崎県津波浸水想定」に基づき、次の94区域とする。

北浦町：直海地区、宮野浦地区、古江地区、市振地区、阿蘇地区、下阿蘇地区				
熊野江町	島浦町	須美江町	浦城町	安井町
神戸町	水尻町	東海町	川島町	白石町
追内町	須佐町	差木野町	大峽町	無鹿町
稲葉崎町	二ツ島町	大門町	柚の木田町	牧町
栗野名町	大武町	檜山町	中の瀬町	中川原町
桜園町	昭和町	川原崎町	日の出町	栄町
幸町	恵比寿町	博労町	瀬之口町	紺屋町
方財町	東浜砂町	長浜町	須崎町	船倉町
中央通	新町	南町	本町	柳沢町
東本小路	桜小路	春日町	安賀多町	中島町
惣領町	浜砂町	三ツ瀬町	永池町	旭町
恒富町	大瀬町	新小路	愛宕町	出北
別府町	共栄町	伊達町	卸本町	浜町
構口町	平原町	若葉町	沖田町	緑ヶ丘
塩浜町	石田町	鶴ヶ丘	小野町	片田町
伊形町	上伊形町	下伊形町	旭ヶ丘	新浜町
北一ヶ岡	南一ヶ岡	松原町	土々呂町	櫛津町
妙見町	鯛名町	赤水町		

2 これまでの特定津波避難困難地域（平成26年度～令和4年度）

本市におけるこれまでの特定津波避難困難地域は、以下の手法で設定するとともに、推定された特定津波避難困難地域に対しては、津波避難路の整備や津波避難施設の整備などに取り組んできた。

(1) 特定津波避難困難地域の推計

ア 歩行速度は1.0m/秒を目安とする。ただし、要配慮者については、さらに歩行速度が低下する(0.5m/秒)ことを考慮するものとする。

イ 津波予想到達時間は、17分(宮崎県津波浸水想定)とする。

ウ 避難開始時間は、5分(消防庁指針)とする。

エ 避難目標地点については、指定緊急避難場所とする。

オ 避難目標地点までの避難可能距離(直線距離)

$$(\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間}) = 60\text{m/分} \times (17\text{分} - 5\text{分}) = 720\text{m}$$

ただし、特定津波避難困難地域算出の場合、避難可能距離(直線距離÷1.5)

※「南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要(H24.8.29)」

$$720\text{m} \div 1.5 = 480\text{m}$$

カ 以上から避難目標地点を中心として半径480mの円を描き、そのエリアでカバーできない地域を以下のとおり特定津波避難困難地域として推計した。

(2) その他の特定津波避難困難地域

ア 上記1の避難可能範囲(半径480m円)に基づく特定津波避難困難地域としない地域であるが、道路、JR、河川などに囲まれた地域であるなどの地形的な要因で避難経路が限られ、避難可能距離(実距離720m)内での津波指定緊急避難場所までの避難経路が確保できない地域

イ 上記の外、地域の実情に応じ、住民との合意形成を図りながら津波避難計画を検討する中で、特定津波避難困難地域と認められる地域

(3) 設定された特定津波避難困難地域

No.	地区名	津波到達 予想時間	想定津波浸水深	避難方法の検討	現況
1	熊野江地区	17分	6.0m～9.0m	津波避難階段整備	整備済
2	須美江地区	17分	9.0m以上	津波避難路整備	整備済
3	浦城地区	17分	9.0m以上	津波避難路整備	整備済
4	二ツ島地区	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設整備	整備済
5	長浜地区	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設整備	整備済
6	土々呂地区	17分	6.0m～9.0m	津波避難施設整備	整備済
7	浜町東区	17分	3.0m～6.0m	津波避難階段整備	整備済

(4) これまでの設定により推定された特定津波避難困難地域

令和4年度で、これまでに推定された特定津波避難困難地域の津波避難施設が完成したことで、市内の特定津波避難困難地域は解消された。

3 新たな特定津波避難困難地域(令和5年度以降)

本市ではこれまで、宮崎県が平成25年2月に公表した南海トラフ巨大地震を踏まえた想定に基づき設定した歩行速度等により推定した特定津波避難困難地域に対して、津波避難路の整備や津波避難施設の整備などに取り組んできた。

しかし、本市が掲げる「逃げ遅れゼロのまち」の達成に向けては、これまでの津波対策の成果と想定通りの避難が可能かを検証する必要があることから、「延岡市津波避難施設等の整備・

確保に関する検討委員会」を組織し、津波避難施設の整備や確保について更なる検討を重ねてきた。その結果、国のガイドラインや他自治体の整備事例を参考に、避難に要する歩行速度を安全側に見直し、新たに推定された特定津波避難困難地域に対しては、津波避難場所の確保、避難路や津波避難施設の整備などに取り組んでいく。

(1) 特定津波避難困難地域の推計

ア 歩行速度は0.7m/秒を目安とする。

イ 津波予想到達時間は、17分（宮崎県津波浸水想定）とする。

ウ 避難開始時間は、5分（消防庁指針）とする。

エ 避難目標地点については、指定緊急避難場所とする。

オ 避難目標地点までの避難可能距離（直線距離）

（歩行速度）×（津波到達予想時間－避難開始時間）＝42m/分 ×（17分－5分）＝504m

ただし、特定津波避難困難地域算出の場合、避難可能距離（直線距離÷1.5）

※「南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（H24.8.29）」

$504\text{m} \div 1.5 = 336\text{m}$

カ 以上から避難目標地点を中心として半径336mの円を描き、そのエリアでバーできない地域を以下のとおり新たな津波避難困難地域として推計した。

(2) その他の特定津波避難困難地域

ア 上記1の避難可能範囲（半径336m円）に基づく特定津波避難困難地域としない地域であるが、道路、JR、河川などに囲まれた地域であるなどの地形的な要因で避難経路が限られ、避難可能距離（実距離504m）内での津波指定緊急避難場所までの避難経路が確保できない地域

イ 上記の外、地域の実情に応じ、住民との合意形成を図りながら津波避難計画を検討する中で、特定津波避難困難地域と認められる地域

(3) 設定された特定津波避難困難地域

No.	地区名	津波到達 予想時間	想定津波浸水深	避難方法の検討	現況
1	北浦町古江	17分	9.0m以上	津波避難施設整備	整備中
2	北浦町阿蘇	17分	9.0m以上	避難場所追加指定	指定済
3	熊野江町	17分	6.0m～9.0m	避難場所追加指定	〃
4	須美江町	17分	6.0m～9.0m	避難場所追加指定	〃
5	島浦町	17分	6.0m～9.0m	避難場所追加指定	調査中
6	川島町	17分	0.3m～1.5m	避難場所追加指定	指定済
7	大武町	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設確保	調査中
8	川原崎町	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設確保	整備中
9	浜砂	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	調査中
10	東浜砂町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	〃
11	卸本町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	〃
12	長浜町	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設確保	〃
13	浜町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	〃
14	平原町	17分	1.5m～3.0m	避難場所追加指定	〃

No.	地区名	津波到達 予想時間	想定津波浸水深	避難方法の検討	現況
15	石田町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
16	伊形町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
17	上伊形町	17分	1.5m～3.0m	避難場所追加指定	//
18	下伊形町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
19	土々呂町	17分	6.0m～9.0m	避難場所追加指定	//
20	櫛津町	17分	9.0m以上	避難場所追加指定	//
21	鯛名町	17分	9.0m以上	避難場所追加指定	//
22	赤水町	17分	9.0m以上	避難場所追加指定	//

(4) 現在の特定津波避難困難地域

No.	地区名	津波到達 予想時間	想定津波浸水深	避難方法の検討	現況
1	北浦町古江	17分	9.0m以上	津波避難施設整備	整備中
2	島浦町	17分	6.0m～9.0m	避難場所追加指定	調査中
3	大武町	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設確保	//
4	川原崎町	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設確保	整備中
5	浜砂	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	調査中
6	東浜砂町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
7	卸本町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
8	長浜町	17分	1.5m～3.0m	津波避難施設確保	//
9	浜町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
10	平原町	17分	1.5m～3.0m	避難場所追加指定	//
11	石田町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
12	伊形町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
13	上伊形町	17分	1.5m～3.0m	避難場所追加指定	//
14	下伊形町	17分	3.0m～6.0m	避難場所追加指定	//
15	土々呂町	17分	6.0m～9.0m	避難場所追加指定	//
16	櫛津町	17分	9.0m以上	避難場所追加指定	//
17	鯛名町	17分	9.0m以上	避難場所追加指定	//
18	赤水町	17分	9.0m以上	避難場所追加指定	//

第2項 指定緊急避難場所・避難路等の指定・設定

市長及び住民等は、住民等一人一人が指定緊急避難場所、避難路、避難方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

1 指定緊急避難場所等、津波避難ビルの指定・設定

(1) 指定緊急避難場所等の指定・設定

ア 市長は、緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、緊急避難場所として指定するよう努める。

イ 住民等は、安全性の高い避難目標地点を選定する。

(2) 津波避難ビルの指定

市長は、以下を参照し、津波避難対象地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。

■津波防災地域づくり法第56条第1項

■津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号）第31条

■指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成23年内閣府令・国土交通省令第8号）第1条

■津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年国土交通省告示第1318号）第一及び第二

■津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）

2 避難路・避難経路の指定・設定

(1) 市長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。

(2) 住民等は、安全性の高い避難経路を選定する。

第3項 住民等への周知

市は、避難対象地域内の住民等が、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべき旨を周知するよう努めるものとする。

第4項 避難所開設時における事前準備

市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制づくりを行うよう努めるとともに、市民と共同し各避難所における避難者のリスト作成等に努めるものとする。

第5項 避難所に必要な設備等

市は、避難所を開設した際に、当該避難所に必要な設備、資機材の配備、生活必需品の確保、職員の派遣が行えるよう事前のリスト及び手順書作成に努める。

第6項 避難誘導

1 避難の方法

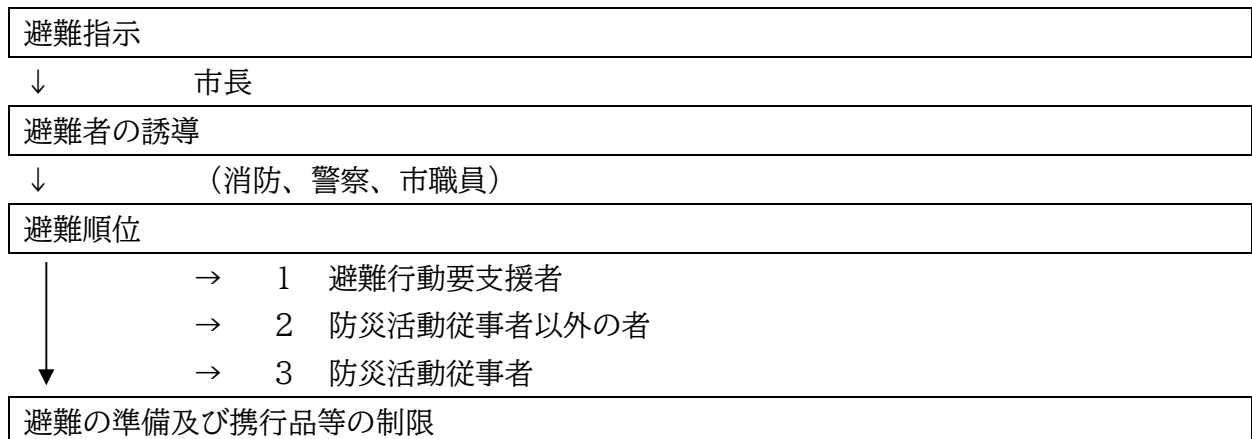
避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当の距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ、自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合等には、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討し、地域住民と避難訓練を通じて具体的な避難方法を確認するよう努めるものとする。

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

2 避難誘導等に従事する者の安全確保

※準用：第2編第3章第9節

避難のための立ち退きの誘導は、誘導者の身の安全が確保される状況下において、消防団員、区長、自主防災組織役員等の協力をもって市が実施するものとし、必要があるときは警察官等の応援を求めて行う。



- (1) 避難活動が円滑に進むよう避難誘導員をあらかじめ選任しておく。
- (2) 誘導・移送に際しては、事前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等については明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておよう努める。
- (3) 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。
- (4) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、必要に応じて警戒区域を設定し、その他必要な措置を行う。
- (5) 避難誘導にあたっては、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、消防団員、警察官、区長、自主防災組織役員など、避難誘導にあたる者の安全が確保されることを前提

とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行うものとする。

- (6) 避難広報や避難誘導を行う消防団員等、民生委員、自主防災組織などの安全確保について、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めることや無線等の情報伝達手段を備えることなどを推進していく。

3 避難者の緊急移送

車両等による避難者の移送の必要を認めたときは、県に対して関係機関の応援又は派遣の要請を行う。

第7項 避難行動要支援者を考慮した避難対策

※準用：第2編第3章第9節

【担当機関】生活福祉課、こども保育課、おやこ保健福祉課、障がい福祉課、総合福祉課、介護保険課、消防本部、危機管理部

1 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者に係る情報（所在、連絡先、日常生活自立度等）等について、台帳、位置図等の整備に努めるものとする。なお、避難行動要支援者への具体的な支援等については、別に定める「避難行動要支援者支援プラン」によるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市で把握している避難行動要支援者の情報を集約するよう努めるものとする。なお、市が把握していない情報で、その取得が必要な場合は、県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、在宅で生活する者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の高齢者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下、同じ。）の要介護認定において要介護1又は2の認定を受けている者
- (イ) 介護保険法の要介護認定において要介護3以上の認定を受けている者
- (ウ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、呼吸器機能障害、小腸機能障害のうち1級又は2級の交付を受けている者
- (エ) 宮崎県療育手帳制度実施要綱（昭和48年12月27日 宮崎県福祉生活 部児童家庭課）に規定する療育手帳Aの交付を受けている者
- (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (カ) 市の障がい福祉サービスを受給している難病患者
- (キ) 上記に準ずる者として、市長が避難支援等の必要を認めた者
- (ク) その他、登載を希望し、市長が避難支援等の必要があると認めた者

イ 避難行動要支援者名簿に掲げる事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別

- (エ) 住所又は居所とその自治区
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 避難行動要支援者名簿の更新（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿を年に1回以上更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努めるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の活用

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時における避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

ただし、名簿を提供することについて避難行動要支援者が拒否した場合は、この限りではない。

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、災害時に円滑かつ、迅速な避難支援等に結び付けることができるよう、当該避難行動要支援者を把握し、指定緊急避難場所や避難経路等を含む具体的な個別計画を作成するなど、地域による支え合いの仕組みづくりを進めるものとする。

ただし、避難支援等関係者による避難支援は、避難支援等関係者の安全が十分に確保された状態で可能な範囲で行うものとする。

なお、避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる次に掲げる団体及び個人とする。（災害対策基本法第49条の11第2項）

- (1) 自主防災組織又は自治区
- (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- (3) 延岡警察署
- (4) 避難行動要支援者に係る相談支援機関
- (5) 延岡市消防本部
- (6) その他市長が必要と認めた団体及び個人

4 個別避難計画の作成

市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直し、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

市は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者

間の事前の協議その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を図る。

5 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理

市は、庁舎が被災した場合等においても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用を支障が生じないように、いずれについても適切な管理に努める。

また、市は、名簿情報及び計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう必要な措置を講じる。

- (1) 市は名簿情報及び計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- (2) 名簿情報及び計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が情報の漏えいの防止等適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講じる。

6 組織体制の整備

市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者を支援する情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域住民等に対し避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

8 避難行動要支援者への防災教育・訓練等の実施

- (1) 避難行動要支援者に対する防災教育・訓練の実施
避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。
- (2) 在宅介護者等避難行動要支援者に関わる者に対する防災知識の普及
市は、民生・児童委員やホームヘルパー、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

9 避難のための情報伝達（災害対策基本法第56条）

- (1) 避難情報等の伝達
災害対策本部から得た避難情報（避難指示）は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などによりの確に伝わるように努める。
- (2) 多様な手段の活用による情報伝達
避難行動要支援者の中には、必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいると考える。また、多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市においては、多様な情報伝達手段の確保に努める。

10 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の平常時からの提供に不同意であった者の避難支援

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に不同意であった者についても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報及び計画情報を提供し、可能な範囲で支援の協力を求めることができるものとする。

11 安否確認及び避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難支援等関係者及び避難支援等実施者等の協力のもと、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難場所への避難誘導を行う。

12 指定避難所での対策

市は、避難行動要支援者の名簿情報が指定避難所の責任者へ円滑に引き継がれるよう、その方法等を整備するものとする。

13 指定避難所外に避難している避難行動要支援者の状況把握

指定避難所に避難していない避難行動要支援者についても、必要に応じて指定避難所への転居又は生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

第8項 観光客・外国人等に対する避難誘導等

観光客や外国人等の地理・地形に不案内な利用者の人手が予想される施設の管理者や事業者等は、平常時から地元の自主防災組織等と津波に対する避難誘導等についての協議を行い、情報伝達や避難誘導の手段を定めておくものとする。

第9項 避難所における救護上の留意事項

市が避難所において避難者に対し実施に努める救護の内容は以下のとおりとする。

- 1 収容施設への収容
- 2 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- 3 その他必要な措置

また、上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置は以下のとおりとする。

- 1 流通材の引渡し等の要請
- 2 県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- 3 その他必要な措置

第10項 津波避難計画

1 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

市（水防管理団体）は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- イ 水防資機材の点検、整備、配備
- ウ 津波に関して、迅速・的確な情報の収集及び関係機関との連絡調整
- エ 自己避難時間を確保しての津波からの避難誘導
- オ 陸閘の閉鎖
- カ 津波到達直後の消防力及び通信系施設の状況把握
- キ 津波到達直後の活動体制の構築

(2) 市上下水道局の活動

市上下水道局は、住民の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂などによる二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。なお、具体的な措置内容は、上下水道局が別に定めるものとする。

2 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

市は、自ら管理又は運営する公共施設等のうち津波襲来のおそれがある施設について、施設ごとに概ね次のような安全確保措置について具体的に定めることとする。なお、この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

(1) 市庁舎等の公共施設の役割

市は、庁舎等の公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できる施設については、その機能を果たすための必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピュータ等の情報を入手するための機器の整備等を図っていくものとする。

(2) 施設利用者・来場者等への津波警報等の伝達

- ア 施設利用者・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が津波からの円滑な避難行動を取り得るよう適切な伝達方法を定めるものとする。
- イ 避難誘導を行う場合、施設利用者・来場者等に対し、避難地、避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する措置を講じるものとする。なお、当該施設が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全の確保に関する措置、当該施設（養護学校、盲学校、ろう学校等）に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講ずることについて定めるものとする。

(3) 施設が海岸近くにある場合、施設管理者は、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するものとする。

- ア 津波警報等の入場者への伝達

第3章 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助

第4節 避難対策等

第1編 総論

第2編 共通対策編

第3編 風水害対策編

第4編 地震災害対策編

第5編 津波災害対策編

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第7編 その他の災害編

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(4) 二次災害防止のための施設の緊急点検・巡視（市の実施措置）

公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定される施設に対し、市は、応急危険度判定士による応急危険度判定により、地震後速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

(5) 応急危険度判定作業の体制整備

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。なお、判定士の応急危険度判定の活動内容は次のとおりとする。

【応急危険度判定活動】

◇判定対象建築物は、市が定める地域の建築物とする。

◇判定作業は市の指示に従い実施する。

◇判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。

(6) 二次災害防止のための応急措置

市は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第5節 消防機関等の活動

【担当機関】消防本部

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道・電気・ガス・通信・放送関係

※準用：第2編第2章第1節第2項

第1項 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

上水道の大部分の配管は、市内の低地部に敷設され、水害による水質の衛生問題や地盤崩壊による危険性がある。被害の軽減と迅速な復旧を進めるため人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

1 施設災害予防事業の基本方針

(1) 水資源の確保

施設の重要度、人口及び将来計画を配慮して、施設の防災対策を検討する。

ア 非常時に備えて、貯水量の調整、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

イ 老朽管の更新を進めるとともに、管路の維持管理に努める。

ウ 幹線網の整備、配水系統の複合化等、合理的な水道施設の整備に努める。

2 予防措置

(1) 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の確保に努める。

(2) 被災の分散を行うために、多系統の配水網を検討する。

(3) 災害時の職員対応マニュアルに沿い、適正な対応に努める。

(4) 大規模災害及び渇水期の水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

ア 水資源の確保・配給体制

イ 災害時の応急復旧体制

ウ 資機材の確保体制

第2項 下水道

1 下水道関連

(1) 災害時に河川等の水質保全や生活環境の安全を図るため、関係機関とも連携しながら、耐震化等災害に強い公共下水道の整備を積極的に推進する。

(2) 下水の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、業務継続計画（下水道BCP）に基づき実施を図る。

2 下水道施設災害予防計画

下水路等の大部分は、上水道施設と同様に市内の低地部に敷設され、ポンプ場や処理場も河川

周辺に整備されている。そのため、水害の浸水や地盤崩壊による危険性をはらんでいる。被害の軽減と迅速な復旧を進めるため人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

(1) 下水道施設災害予防事業の基本方針

ア 「生活排水対策総合基本計画」や「公共下水道事業計画」に基づく、下水道の整備を推進する。

イ 過去の災害、一連の河川水系、開発状況を考慮し、下水道による浸水防除機能を確保できるよう重要幹線における処理場及びポンプ場の計画的な整備を推進し、災害環境の変化に応じて見直しを検討する。

(2) 予防措置

ア 地下埋設物管理体制の確立

(ア) 現況の把握

道路管理者と地下埋設物設置者の連携のもと、地下埋設物の状態や地盤状況等を把握し、台帳の精度向上に努める。

(イ) 点検・増強

施設の老朽性及び供給体制等について総合的な点検を行い、必要な施設等の整備増強を検討する。

イ 相互応援体制の整備

災害時の応急活動が広域的に実施できるよう、県・周辺市町村・(社)日本下水道協会等と相互に応援体制の確立に努める。

ウ 装備資機材の確保

(ア) 応急復旧工事に必要な資機材の調達体制、調達方法についてあらかじめ検討しておく。

(イ) 停電時の予備動力等の整備点検を行い、その運転方法について関係者に熟知させる。

エ 応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と協議する。

第3項 電気

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するためには津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

なお、指定公共機関である九州電力送配電株式会社は、津波からの円滑な避難を確保するため、上記のような措置を講ずるものとする。

第4項 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するよう努めるものとする。

第5項 通信

電気通信事業者（指定公共機関を含む）は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等の取るべき措置の実施に努めるものとする。加えて、電気通信事業者は、災害伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

第6項 放送

放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであることから、放送事業者（指定公共機関を含む。以下同じ。）は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

このほか、放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるよう努めるものとする。

第7節 交通

第1項 道路

市、都府県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての適切な措置を講ずるものとする。

第2項 海上

日向海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保する ための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要 領を定め、これに基づき 必要な措置を実施するものとする。

港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策をとるものとする。

第3項 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。また、走行中の列車の乗客や駅頭に滞在する者の避難誘導を実施するものとする。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

※準用：第2編第2章第1節及び第4編第2章第1節

第1項 建築物等災害予防計画

1 基本方針

小・中学校をはじめとして、社会福祉施設等に通う児童・生徒等を災害から守ることは大きな責務である。さらに、公共施設等を防災の観点から整備することは、指定緊急避難場所整備の有効な施策ともなることから、市は、災害時に被害の発生が予想される箇所の建築物に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、防火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、不燃化とともに耐震性の向上に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

同様に、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

2 公共施設災害予防対策

【担当機関】危機管理企画課・防災施設整備室、建築指導課、都市計画課、消防本部、各施設管理担当課

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響が非常に大きい。

このため、公共施設の防災診断を行い、耐震性、耐火性等の防災関係設備の点検等の設備の充実を計画的に整備する必要がある。

(1) 重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定するよう努める。

防災中枢施設	市役所・県等官公署 等
治安施設	警察署・交番・駐在所 等
消防施設	消防本部・消防署・分署 等
医療施設	救急病院・総合病院 等
避難施設	公民館・集会所・小学校・中学校 等
要配慮者利用施設	福祉施設・保育施設 等

(2) 防災中枢施設等の機能の確保、充実

防火中枢施設の管理者は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備推進に努めるとともに、保有する施設、設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達、輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(3) 重要建築物の耐震化

防災拠点となる公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、災害応急対策の実施拠点や指定緊急避難場所となるなど、重要な役割を果たすことから、防災上の重要建築物の管理者は、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

ア 市営住宅

市営住宅は、すべて不燃化建設を推進する。

イ 住宅金融支援機構住宅

住宅金融支援機構融資による個人住宅及びマンション等の耐震、不燃化を促進する。

ウ 特殊建築物等の耐震診断及び改修計画

特殊建築物等の耐震診断、耐震改修計画について、所有者より相談があった場合、これらに応じられる体制をとる。また、改修に必要な資金については、各種制度の周知普及を図る。

エ 指定緊急避難場所となる公共施設の建築

公共建築物の管理者は、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

オ 建築物防災診断等の実施

防災上の重要建築物の管理者は、必要に応じ市及び消防機関等と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

カ 二次災害防止のための施設の緊急点検・巡視（市の実施措置）

市は、災害発生時において、市が管理する防災活動の拠点となる施設に対し、応急危険度判定士等による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定により、地震後速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物及び宅地の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

キ 応急危険度判定作業の体制整備

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士等の派遣を県に要請する。なお、判定士等の応急危険度判定の活動内容は次のとおりとする。

【応急危険度判定活動】

- ・被災建築物及び被災宅地の判定地域は、市が定める。
- ・判定作業は市の指示に従い実施する。
- ・判定の結果は、建築物は「危険」「要注意」「調査済」、宅地は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分して表示を行う。

ク 二次災害防止のための応急措置

市は、建築物応急危険度判定結果及び被災宅地危険度判定に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

3 一般建築物災害予防対策

【担当機関】建築指導課、各施設管理担当課

(1) 建築物等に対する指導

市は、保安上危険であると認められる建築物、老朽建築物、外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

また、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の管理不全空家及び特定空家等について、所有者等に対し、適正な管理に必要な措置を講じるよう指導、勧告等を行う。

(2) 既存建築物の耐震性の向上の促進

市は、耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上にむけた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

(3) 住民に対する防災知識の普及及び啓発

市は、地震による倒壊に備え、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

(4) ブロック塀等の安全対策の推進

市は、各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の住民啓発を進める。また、安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

(5) 建物相談の体制づくり

市は、建築物防災週間等で行っている住宅相談にあわせ、耐震工法、耐震補強等の周知普及を行う。また、土木工事においても住民からの相談を受ける体制を整備する。

(6) 応急危険度判定士の養成

市は、県が行う地震後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建築物の危険度を判定する「応急危険度判定士」養成に必要なに応じて協力する。

(7) 屋外広告物等の落下防止

災害の発生により広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。

このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに市は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

(8) 危険物施設等における二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次災害防止のため、危険物施設等の管理者は、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施し、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を図る。

4 教育施設等災害予防対策

【担当機関】教育委員会（各施設管理担当課）

教育施設等は、人員収容能力が大きく、かつ、オープンスペースを有しており、防災上特に、重要である。教育施設等の新設・増設、又は老朽化した施設設備についての改修が重要な課題となっている。

(1) 防災診断・補強

市は自ら管理する教育施設等について、必要に応じて建物の点検を実施し、点検結果に基づいて補強、改修等に努める。また、危険性の高い建物から順次、防災上安全な構造物に改築するとともに指定避難所等としての機能・体制の充実を検討する。

(2) 既存建築物の耐震性の向上

ア 教育施設等については、付属施設を除き建替えと同時に全て耐震・耐火構造とする。

イ 老朽施設については、補強、改修等により耐震性の向上に努める。

(3) 教育施設等の耐震・耐火構造

教育施設等の新設、増設、改築等にあたっては、安全性を確保する必要がある建物については年次計画に基づいて耐震・耐火構造とする。

(4) 新設・全面移転改築時の地盤調査

市は自ら管理する新設又は全面移転改築に伴う建物敷地の選定にあたっては、地震等による不等沈下、液状化の被害防止のため慎重な地盤調査を実施する。

(5) 社会教育活動施設の整備推進

市は自ら管理する防災活動の核となるコミュニティセンターの建設や住民活動の組織化に努めながら、活動を推進する。

また、地区公民館等の整備においては、避難施設としての機能を含め、地域住民の学習機会の拡充や自主的な地域活動を進めるため、コミュニティセンターの整備を推進する。

5 建築物不燃化等による防災対策

【担当機関】都市計画課、建築住宅課、建築指導課、消防本部

市街地については家屋の密集が進み、また、道路も狭いところが多くなっている。これらは、消防自動車進入困難地域は、『道路狭小、住宅密集が要因で進入困難と判断され、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼の恐れがある。』と予想される。消防自動車進入困難、木造密集地域等をふまえた火災危険地域の指定と同時に延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討していく。

(1) 家屋高密度地

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

(2) 市街地

市街地の大火災を防止するための建築基準法に基づく防火、準防火地域の指定は市内商業地域等を中心とし、耐火又は準耐火構造等の規制により不燃化建築物へと促進されているが、なお都

市の変革に伴いこれらの地域の拡大や違反建築物への指導、各種防災対策の実施を検討する。

(3) 市営住宅

「延岡市営住宅長寿命化計画」に基づき、既存の市営住宅の計画的な建て替え及び改善を行い、良好な住環境の推進に努める。

ア 市営住宅の建替事業

老朽化した市営住宅を耐震性のある住宅に建替え、入居者の安全確保に努める。

イ 市営住宅の改善事業

既存の市営住宅の安全性の確保及び耐久性の向上を図るため、外壁、屋根等の改修を行う。

(4) 狭あい道路の改善

密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善を検討する。

第2項 工事中の建築物に対する措置

市は、津波の来襲のおそれがある場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。ただし、特別の必要により津波被害の防止対策を行なう場合には、工事作業員の安全を確保するため、津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第9節 迅速な救助

第1項 救急活動体制の強化

市は、大規模な震災によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- 1 救急救命士の計画的な養成
- 2 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- 3 救急教育の継続的な実施
- 4 消防本部管内の医療機関との連携強化
- 5 住民に対する応急手当法の普及啓発

第2項 救助体制の整備

- 1 市は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- 2 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- 3 市は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- 4 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、市は、民間団体との協力体制の構築に努める。

第3項 救助機関の連携体制の強化

県は、災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置し連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図るものとしている。市は、県の方針に基づき、必要に応じて連携強化に努めるものとする。

【宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織】

◇議長：県危機管理課長

◇委員

機関名	委員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長
	警備部機動隊長
	交通部交通規制課長
宮崎県消防協会	宮崎市消防局長
	都城市消防局長
	延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長
	消防保安課長

第4項 消防団員確保及び教育訓練

多大な動員力を有する消防団は地域防災の中核的存在であるため、市は、消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。また、市は消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

【南海トラフ地震に関連する情報】

国は、南海トラフ地震の発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、南海トラフ地震に関連する情報を以下の4つのシナリオとして発表する、市は、これらの南海トラフ地震に関連する情報に備えて臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定や点検確認、避難生活者の保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行うよう努めるものとする。

具体的には、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施するものとする。

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間 (キーワード)	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後 (巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○ これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害 応急対策に係る措置

防災対応の検討が必要な対象地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とする。

第1項 体制

1 動員配備計画

※準用：第2編第3章第1節第2項「職員の参集及び動員」

市及び防災関係機関は、後発地震の発生に備えた迅速かつ的確な対応を実施するため、市災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して職員の動員配備・応急活動体制を定める。南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時は、これに従い市災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

(1) 基本的な配備の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、情報連絡本部（予備配備）を設置する。

ただし、地震発生時及び津波警報・注意報発表時の職員参集・配備が既に行われている場合で、下記基準体制又はそれ以上の体制をとっている場合は、その体制を維持する（以下の体制には移行しない）。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、この体制を解除する。

(2) 配備体制の流れ

市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合において、直ちに情報連絡本部を設置し、当該をもって本計画に基づき、情報収集や情報の伝達等を実施する。

ア 配備体制の流れ（勤務時間内）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

⇒情報連絡本部 ※情報の把握

イ 配備体制の流れ（勤務時間外）

職員は、勤務時間外、休日等において南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたことを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図り、又は自らの判断で登庁する。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

↓自主参集

情報連絡本部 ※情報の把握

(3) 配備体制の決定

危機管理企画課長又は危機管理企画課長補佐が判断する。事態の推移に対応するため職員を増減する場合については、所属長の判断による。

(4) 応援のための動員

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、各班（各対策部）に所属する職員を他の班（対策部）に派遣する。

2 情報の収集及び共有

市は、国・県・気象庁などからの南海トラフ地震臨時情報（調査中）に係る情報を収受又は自ら情報を収集し整理するとともに、必要に応じてメール等により職員間の情報共有を図るものとする。

第2項 地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知

市は、本計画に基づき関係住民に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）だけでなく、取るべき措置の伝達周知を行う。

1 伝達方法

以下のいずれかによる周知に努めるものとする。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 広報車・消防団車輛による広報 | (2) 電話・口頭による戸別連絡 |
| (3) 有線放送 | (4) ケーブルメディアワイワイ |
| (5) 防災無線、サイレンの利用 | (6) 災害情報メール、防災アプリ |
| (7) ホームページ | (8) FMのべおか |
| (9) 緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール | |

2 伝達内容

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表
- (2) 対処する措置
- (3) その他防災上、必要と認められること

3 住民への緊急放送（文例）

気象庁が今回●●で発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動をとるとともに、今後の情報に十分注意してください。

※検討が2時間以上に及ぶ場合等の緊急放送（文例）

今回●●で発生した地震と南海トラフ地震との関連性について、気象庁は調査を開始しましたが、現在、引き続き調査中です。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動をとるとともに、今後の情報に十分注意してください。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

防災対応の検討が必要な対象地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とする。

第1項 体制

1 動員配備計画

※準用：第2編第3章第1節第2項「職員の参集及び動員」

市及び防災関係機関は、後発地震の発生に備えた迅速かつ的確な対応を実施するため、市災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して職員の動員配備・応急活動体制を定める。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時は、これに従い市災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

(1) 基本的な配備の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報連絡本部（連絡配備）とする。

ただし、地震発生時及び津波警報・注意報発表時の職員参集・配備が既に行われている場合で、下記基準体制又はそれ以上の体制をとっている場合は、その体制を維持する（以下の体制には移行しない）。

なお、後発地震への対応の必要が無くなったときは、この体制を解除する。

(2) 配備体制の流れ

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、直ちに情報連絡本部を設置し、当該をもって本計画に基づき、情報収集や情報の伝達等を実施する。

ア 配備体制の流れ（勤務時間内）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表

⇒情報連絡本部 ※情報の把握

イ 配備体制の流れ（勤務時間外）

職員は、勤務時間外、休日等において南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図り、又は自らの判断で登庁する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表

↓自主参集

情報連絡本部 ※情報の把握

(3) 配備体制の決定

危機管理企画課長又は危機管理企画課長補佐が判断する。事態の推移に対応するため職員を増減する場合については、所属長の判断による。

(4) 応援のための動員

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、各班（各対策部）に所属する職員を他の班（対策部）に派遣する。

2 情報の収集及び共有

市は、国・県・気象庁などからの南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に係る情報を収受又は自ら情報を収集し整理するとともに、必要に応じてメール等により職員間の情報共有を図るものとする。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する周知

市は、本計画に基づき関係住民に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）だけでなく、取るべき措置の伝達周知を行う。

1 伝達方法

以下のいずれかによる周知に努めるものとする。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 広報車・消防団車両による広報 | (2) 電話・口頭による戸別連絡 |
| (3) 有線放送 | (4) ケーブルメディアワイワイ |
| (5) 防災無線、サイレンの利用 | (6) 災害情報メール、防災アプリ |
| (7) ホームページ | (8) FMのべおか |
| (9) 緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール | |

2 伝達内容

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表
- (2) 対処する措置
- (3) その他防災上、必要と認められること

3 住民への緊急放送（文例）

海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

以下のような日頃からの地震の備えの再確認を実施してください。

- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の準備 など

さらに、できるだけ安全な防災行動の例としては、以下のようなものがあります。

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところでできるだけ近づかない など

第3項 地震への備えの再確認等を中心とした防災対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、以下のような日頃からの地震への備えを再確認することにより、地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある。

《日頃からの地震への再確認》

- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の準備 など

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表時に住民は、日常生活を行いつつ、一定期間、以下のようなできるだけ安全な行動をとることが重要である。

《安全な防災行動の例》

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

第4項 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生する ケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なる ゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの 変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5項 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

防災対応の検討が必要な対象地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とする。

第1項 体制

1 動員配備計画

※準用：第2編第3章第1節第2項「職員の参集及び動員」

市及び防災関係機関は、後発地震の発生に備えた迅速かつ的確な対応を実施するため、市災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して職員の動員配備・応急活動体制を定める。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時は、これに従い市災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

(1) 基本的な配備の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害警戒本部（警戒配備）を設置する。

ただし、地震発生時及び津波警報・注意報発表時の職員参集・配備が既に行われている場合で、下記基準体制又はそれ以上の体制をとっている場合は、その体制を維持する（以下の体制には移行しない）。

(2) 配備体制の流れ

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、直ちに災害警戒本部を設置し、当該をもって本計画に基づき、情報収集や情報の伝達等を実施する。

ア 配備体制の流れ（勤務時間内）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表

⇒災害警戒本部

イ 配備体制の流れ（勤務時間外）

職員は、勤務時間外、休日等において南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図り、又は自らの判断で登庁する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表

↓自主参集

災害警戒本部

(3) 配備体制の決定

警戒配備の決定は、危機管理部長又は危機管理企画課長が判断する。事態の推移に対応するた

め職員を増減する場合については、所属長の判断による。

(4) 応援のための動員

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、各班（各対策部）に所属する職員を他の班（対策部）に派遣する。

2 情報の収集及び共有

市は、国・県・気象庁などからの南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に係る情報を収受又は自ら情報を収集し整理するとともに、必要に応じてメール等により職員間の情報共有を図るものとする。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する周知

市は、本計画に基づき関係住民に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）だけでなく、取るべき措置の伝達周知を行う。

1 伝達方法

以下のいずれかによる周知に努めるものとする。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 広報車・消防団車輛による広報 | (2) 電話・口頭による戸別連絡 |
| (3) 有線放送 | (4) ケーブルメディアワイワイ |
| (5) 防災無線、サイレンの利用 | (6) 災害情報メール、防災アプリ |
| (7) ホームページ | (8) FMのべおか |
| (9) 緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール | |

2 伝達内容

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表
- (2) 対処する措置
- (3) その他防災上、必要と認められること

3 住民への緊急放送（文例）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。

市民の皆さんは今後の市の避難情報等に注意してください。

また、以下のような日頃からの地震の備えの再確認を実施してください。

- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の準備 など

さらに、できるだけ安全な防災行動の例としては、以下のようなものがあります。

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

第3項 避難情報に関する周知

1 避難情報の発令時期及び条件

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から一週間、以下の要領で避難情報を発令する。ただし、避難情報の発令対象地区において、既に地震発生時及び津波警報・注意報発表時の避難情報が発令済の場合で、以下の発令又はそれ以上の発令を行っている場合は発令しない。

2 避難情報の発令対象者

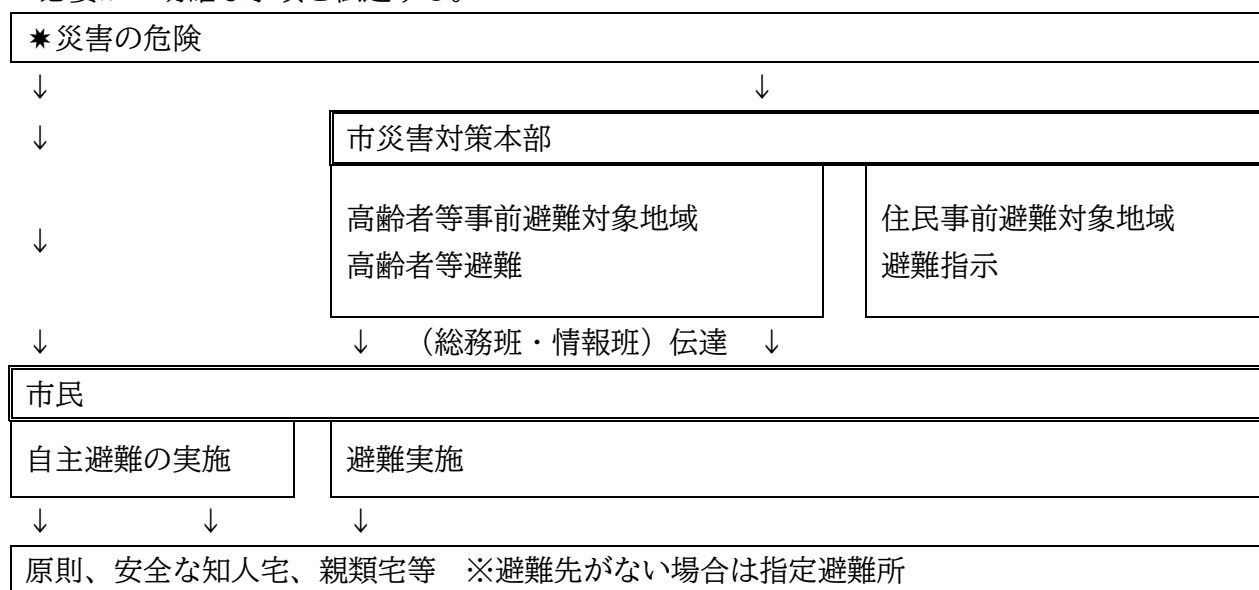
避難情報	対象者
高齢者等避難	(1) 高齢者等事前避難対象地域内の居住者 (2) 土砂災害警戒区域内の居住者 (3) 未耐震住宅の居住者
避難指示	住民事前避難対象地域内の居住者

3 避難情報の発令権者（共通）

項目	発令権者（根拠法）	要件
立退きの指示	市長 (災害対策基本法 60)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命等を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき

4 避難情報の伝達系統

避難情報の伝達は、総務班・情報班が関係機関との連携のもと行い、避難情報の段階に応じて、必要かつ明確な事項を伝達する。



5 避難情報の伝達内容²

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 発令者 | (2) 避難すべき理由 |
| (3) 危険地域 | (4) 指定避難場所 |
| (5) 避難経路 | (6) 避難後の当局の指示連絡等 |
| (7) 注意事項 | |

第4項 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

² (2) (3) の者に対しては、町名ではなく、「土砂災害警戒区域内又は未耐震住宅の居住者」などと表記する。

第5項 避難対象者及び事前避難対象地域

1 区域の設定

津波による被害が想定される「津波浸水想定区域」のうち、30分30cm以上の浸水想定区域がある地域を「事前避難対象地域」とし、事前避難対象地域のうち、地域内の全住民に対し避難情報を発令する地域を「住民事前避難対象地域」、地域内の要配慮者等に対し避難情報を発令する地域を「高齢者等事前避難対象地域」とする。

2 住民事前避難対象地域

避難情報を発令する町単位の中で、津波による被害が想定される「津波浸水想定区域」のうち、「特定津波避難困難地域」を住民事前避難対象地域とする。

なお、住民事前避難対象地域外に居住する市民のうち、土砂災害警戒区域内に居住する者及び耐震基準に鑑み住宅の倒壊の危険性が高い住宅に居住する者、地震火災による人的被害の危険性が高い者については、自主的な避難を促すものとする。

3 高齢者等事前避難対象地域

要配慮者の避難速度は異なることから、実際に避難情報を発令する町単位の中で、津波による被害が想定される「津波浸水想定区域」のうち、30分30cm以上の浸水想定地域を高齢者等事前避難対象地域とする。

本市においては、県の公表した資料によると、次の34地区である。

北浦町市振	北浦町宮野浦	北浦町古江	熊野江町	島浦町
須美江町	浦城町	安井町	神戸町	追内町
東海町	水尻町	二ツ島町	牧町	大武町
方財町	浜砂	東浜砂町	長浜町	出北
緑ヶ丘	塩浜町	平原町	鶴ヶ丘	新浜町
石田町	旭ヶ丘	伊形町	松原町	櫛津町
妙見町	赤水町	鯛名町	土々呂町	

第6項 避難所の制定及び移動方法

1 避難所

指定避難所のうち、後発地震の発生に伴う津波や土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なりスクに対して、できるだけ安全な施設を本章において記載する対策に係る避難所とする。

また、各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者1人当たりの面積を2㎡とし、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理し、以下の項目等により作成した避難所候補リストを作成するものとする。

≪避難所候補リストの項目の例≫

- 施設名、住所、面積、収容人数
- 鍵管理者（氏名、連絡先）
- 耐震性の有無
- 非構造部材の落下防止対策の有無
- 土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域か否か
- 要配慮者の受入れ可否
- 施設の設備
- 商店等の周辺の施設

2 避難所が不足する場合の対応

市民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅を活用することを呼びかける。

知人宅や親類宅への避難が困難な市民に対しては、1の避難所を提供するが、避難所の不足が見込まれる場合は、周辺市町村と連携した広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等の民間施設の利活用等による避難所の確保に努めるものとする。

3 避難所への移動方法

(1) 移動開始のタイミング

津波浸水想定区域内においては、大津波警報又は津波警報が津波注意報に切り替わった時点以降、その他の地域においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時点以降で、安全に避難することができる天候が良いときや、見通しがよい日中など、安全な避難ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。

(2) 移動の方法

徒歩を基本とする。ただし、避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地域の居住者や要配慮者等については、地域の実情に応じて車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

第7項 応急対策

1 避難所の運営

避難所運営や避難所生活に必要な食料や生活用品等の確保は被災者が自ら行うことを基本とする。

市は、日頃より、避難者が自ら避難所を運営していくための環境を整えるため、別途定める『指定避難所運営マニュアル』を活用し、自主防災組織や自治会等と運営体制やそれぞれの役割等を検討するよう努めるものとする。

2 地震への備えの再確認等を中心とした防災対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、以下のような日頃からの地震への備えを再確認することにより、地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要があることを啓発するものとする。

＜日頃からの地震への再確認＞

- 避難場所、避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の確認
- 家具の固定の確認
- 非常持出品の準備 など

また、市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表時に住民は、日常生活を行いつつ、一定期間、以下のようなできるだけ安全な行動をとることが重要であることを啓発するものとする。

＜安全な防災行動の例＞

- 高いところに物を置かない
- 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- 危険なところにできるだけ近づかない など

第8項 消防機関等の活動

1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第9項 警備対策

都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体（青パト隊、見守り隊）、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第10項 水道・電気・ガス・通信・放送関係

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

上水道等の大部分の配管は、市内の低地部に敷設され、水害による水質の衛生問題や地盤崩壊による危険性がある。被害の軽減と迅速な復旧を進めるため人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

(1) 施設災害予防事業の基本方針

ア 水資源の確保

施設の重要度、人口及び将来計画を配慮して、施設の防災対策を検討する。

- (ア) 非常時に備えて、貯水量の調整、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。
- (イ) 老朽管の更新を進めるとともに、管路の維持管理に努める。
- (ウ) 幹線網の整備、配水系統の複合化等、合理的な水道施設の整備に努める。

(2) 予防措置

ア 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の確保に努める。

イ 被災の分散を行うために、多系統の配水網を検討する。

ウ 災害時の職員対応マニュアルに沿い、適正な対応に努める。

エ 大規模災害及び渇水期の水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

- (ア) 水資源の確保・配給体制
- (イ) 災害時の応急復旧体制
- (ウ) 資機材の確保体制

2 電気

(1) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(2) 指定公共機関である九州電力送配電株式会社（延岡配電事業所）は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

(1) ガス事業者（指定地方公共機関を含む）は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

- (2) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

指定公共機関は、必要な体制及び措置を講ずるものとする。

5 放送

指定公共機関は、必要な体制及び措置を講ずるものとする。

第11項 交通

1 道路

都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について情報提供に努めるものとする。また、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するように周知に努めるものとする。

2 海上

日向海上保安署及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に行うものとする。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し行うものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第12項 市自らが管理等を行う道路・河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の 管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食料等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検、整備
 - キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - ク 各施設における緊急点検、巡視
- ※上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）の整備に努めるものとする。

(2) 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ウ 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置
 - エ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - オ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
- (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
- 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- カ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
- (ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに定めるよう努めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針を定めておくよう努めるものとする。

第13項 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めておくよう努めておくものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 施設等の整備

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、概ね5ヶ年を目処として行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について、考慮するものとする。また、事業推進にあたっては、「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」等に基づき進めていくものとする。

- 1 建築物、構造物の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 指定緊急避難場所の整備
- 3 指定緊急避難場所までの避難経路
- 4 同報系防災行政無線の整備
- 5 消防用施設の整備等
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備
- 7 土砂災害防止施設の整備
- 8 指定避難所の整備
- 9 津波防護施設の整備
- 10 避難誘導及び救助活動のための拠点施設

第2節 津波指定緊急避難場所の指定

市は、津波浸水想定区域内の住民を津波から迅速に立ち退き避難させるため、津波浸水深を考慮した基準高さ以上の高台等及び基準高さ以上の耐震性のある鉄筋コンクリート製の建築物等を指定緊急避難場所として指定する。

※指定緊急避難場所における収容人数は、1㎡あたり2人として算定する。

指定緊急避難場所の種類箇所（棟）数（令和7年4月1日現在）³

高台等	216
津波避難ビル	209
津波避難施設	4
合 計	429

³ 資料 5-4「津波発生時の指定緊急避難場所一覧」

第6章 防災訓練計画

第1節 防災訓練の実施

※準用：第2編第2章第2節第13項「防災訓練の実施」

《基本方針》

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

市は、津波避難対象地域内の住民が、津波発生時に迅速かつ円滑な避難を行うために、日頃から、津波の特性や津波浸水深、指定緊急避難場所の位置や避難経路等についての教育・啓発及び訓練を地域の実情に応じて継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内においても、家族間の連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えについて万全を期すように啓発する。

【担当機関】危機管理部、各課室、防災関係機関

第1項 大規模な地震を想定した訓練

※準用：第2編第2章第2節第13項「防災訓練の実施」

第2項 県への要請

※準用：第2編第2章第2節第13項「防災訓練の実施」

第3項 関係機関・団体との連携

※準用：第2編第2章第2節第13項「防災訓練の実施」

第4項 津波災害を想定した訓練

※準用：第2編第2章第2節第13項「防災訓練の実施」

第5項 情報伝達訓練

市は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 基本方針

大規模地震は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。このため、市、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、防災講話や市広報など、あらゆる方法を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

第2節 市職員に対する防災教育

第1項 内容

各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとする。

防災教育の内容には、次の事項を含むものとする。

- 1 地震及び津波に関する一般的な知識
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識及び職員等が果たすべき役割

第2項 方法

応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

- 1 被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。
- 2 災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第3節 市民に対する防災知識の普及啓発

第1項 内容

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるものとする。

また、地域住民等が津波からの避難を始めとして国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施に努めるものとする。

市民に対する防災知識の普及の内容は、次のとおりとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難活動・自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報の入手方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- 7 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 9 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 10 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

第2項 方法

市民に対する防災知識普及の方法は、次のとおりとする。

1 講習会等の開催

市、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を開催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

2 日常生活に密着した啓発の実施

市は、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下による啓発を実施し、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(1) 内容の例

- ア 災害発生時に自らの安全を守るための行動 イ 要配慮者への配慮
ウ 男女双方の視点の配慮

(2) 方法

- ア 広報紙、パンフレット等の配布 イ テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ番組の活用

ウ ビデオ、フィルムの貸出 エ インターネットの活用
オ 災害情報メール定期便の活用

3 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒の育成に努める。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

この他、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

第4節 観光客等への広報

市は現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置などにより、避難対象地区や指定緊急避難場所、避難路等についての広報に努める。

第5節 地震対策実施上の相談窓口

市は、住民等からの地震対策を講ずる上での相談を受けるために、必要な窓口を設置するなど、具体的に住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制整備を図っていくものとする。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第1節 基本方針

市は、津波災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるために必要な事業を、指定緊急避難場所や避難路等の整備及び防災行政無線の更新事業など緊急に実施すべき短期事業と道路改良や橋梁等の耐震化整備事業などの中期的な事業、さらに要配慮者施設等の高台移転事業などの長期的な事業に分けて目標を定め、事業実施を推進していくものとする。

第2節 短期事業（目標達成期間 平成26年度～令和3年度）

事業名	概要	対象地域
避難施設等整備事業	津波避難が困難な地区を対象に、避難タワーの建設や既存建物の屋上を利用した指定緊急避難場所を整備する。	熊野江地区、二ツ島地区、長浜地区、土々呂地区の外、地域の実情に応じ、住民との合意形成を図りながら津波避難計画を検討する中で、特定津波避難困難地域と認められる地域
津波避難路整備事業	津波避難が困難な地区、又は市として整備が必要と判断する地区を対象に避難路を整備する。	熊野江地区、須美江地区、浦城地区の外、地域の実情に応じ、住民との合意形成を図りながら津波避難計画を検討する中で、特定津波避難困難地域と認められる地域
協働・共汗津波避難路整備事業	津波浸水想定地域を対象に、避難路の手摺りや路面舗装などの簡易な整備を地区で整備する。	津波避難対象地域
防災行政無線更新整備事業	地震・津波発生時の情報伝達ツールとして、延岡市全体のデジタル波を基とした新防災行政無線システムにより通信統制を図り、J-ALERTとも連携することで、市民に対して迅速かつ確実に避難情報や各種防災情報等を伝達し、避難体制の強化と拡充を図る。	市全域
学校施設耐震化事業	地震による学校施設の倒壊から児童・生徒の命を守るため、耐震診断や耐震補強工事を行う。	市全域

事業名	概要	対象地域
防災拠点施設整備事業	市庁舎、消防庁舎、総合支所庁舎を避難施設としての機能や防災拠点施設として整備し、避難対策の高度化を図る。	市全域

第3節 中期事業（目標達成期間 平成26年度～令和10年度）

事業名	概要	対象地域
道路改良事業	市道の道路拡幅や歩道の段差解消などを行うことで、迅速な避難行動や緊急車両等の走行向上を図り、津波だけではなく各種災害時における避難路としての機能の確保と拡充を図る。	市全域
区画整理事業	密集市街地等の区画整理を行うことにより、密集市街地の解消を図ると共に、避難路としても有効となる道路交通網が改善され、防災空地の確保も期待される。	市全域
学校施設建替事業	津波浸水想定区域内にある学校の施設等を建替える際には、津波の指定緊急避難場所としても利用できるよう検討し、可能な限り避難場所が確保できるよう整備する。	津波避難 対象地域
避難施設等確保事業	指定緊急避難場所である避難ビルの収容人数に対して、周辺地区の避難対象人口が収容可能かどうか検証し、収容困難又は特定津波避難困難地域と判断された場合においては、必要に応じて、その対策の検討と整備計画を推進していく。	北浦町阿蘇、熊野江町、須美江町、川島町の外、地域の実情に応じ、住民との合意形成を図りながら津波避難計画を検討する中で、特定津波避難困難地域と認められる地域

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第4節 長期事業（目標達成期間 平成26年度～令和25年度）

事業名	概要				対象地域
避難施設等整備事業	津波避難が困難な地区を対象に、避難タワーの建設や既存建物の屋上を利用した指定緊急避難場所を整備する。また、指定緊急避難場所である避難ビル等に、地震時に自動で解錠する鍵ボックスなどの附属設備を整備する。				北浦町古江、大武町、川原崎町、長浜町の外、地域の実情に応じ、住民との合意形成を図りながら津波避難計画を検討する中で、特定津波避難困難地域と認められる地域
	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間	
	北浦町古江	津波避難施設の整備事業	1箇所	令和6～10年度	
	大武町	津波避難施設の整備事業	1箇所	令和8～10年度	
	川原崎町	津波避難施設の整備事業	1箇所	令和6～10年度	
	長浜町	津波避難施設の整備事業	1箇所	令和8～10年度	
協働・共汗津波避難路整備事業	津波浸水想定地域を対象に、避難路の手摺りや路面舗装などの簡易な整備を地区で整備する。				津波避難対象地域
災害用備蓄倉庫整備事業	孤立可能性集落や主要な交通結節地域を対象に、水や食料など備蓄基本方針に定められた物資を備蓄するための倉庫を整備する。				市全域

第4節 長期事業（目標達成期間 平成26年度～令和25年度）

事業名	概要	対象地域
要配慮者利用施設の高台移転事業	津波浸水想定区域内にある特別養護老人ホームや身体障害者福祉施設、児童福祉施設など津波災害発生時に避難行動要支援者となりうる要配慮者が多数入所や通所している施設について、施設の建て替え時期のタイミングでの高台移転を促進していく。	津波避難対象地域